

日本政府に核兵器禁止条約の 参加・調印・批准を求める意見書（案）

広島と長崎にアメリカの原子爆弾が投下されてから 72 年を経た 2017 年 7 月 7 日に採択された核兵器禁止条約は、20 年 10 月 24 日の国連軍縮週間の初日に批准国が 50 に達し 21 年 1 月 22 日に発効しました。これにより、核兵器は道義的に許されないだけでなく、歴史上初めて明文上も違法なものとなりました。批准国はさらに 54 カ国となり、批准の手続きをしている国やその意向を表明している国もあります。

条約は、核兵器について破滅的な結末をもたらす非人道的な兵器であり、国連憲章、国際法、国際人道法、国際人権法に反するものであると断罪して、これに「悪の烙印」を押しました。

条約は、開発、生産、実験、製造、取得、保有、貯蔵、使用とその威嚇にいたるまで、核兵器に関わるあらゆる活動を禁止し、「抜け穴」を許さないものとなっています。

また条約は、核保有国の条約への参加を規定するなど核兵器完全廃絶への枠組を示しています。同時に、被爆者や核実験被害者への援助を行う責任も明記され、被爆国、被害国の国民の切望に応えるものとなっています。

このように、核兵器禁止条約は、被爆者とともに私たち日本国民が長年にわたり熱望してきた核兵器完全廃絶につながる画期的なものです。

よって「唯一の戦争被爆国」である日本の政府が核兵器全面禁止のために核兵器禁止条約に参加、調印、批准することを強く求めます。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

令和 年 月 日

埼玉県ふじみ野市議会

提出先
内閣総理大臣
外務大臣